

平成21年版 自主点検表（指定介護予防訪問リハビリテーション事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第1 基本方針	<p>指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	<p>法第115条の3第1項 平18厚労令35第78条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等 	
第2 人員に関する基準	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を置いているか。</p> <p>なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	<p>法第115条の4第1項 平18厚労令35第79条第1項 平18厚労令35第79条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・免許証(写) 	
第3 設備に関する基準	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p>また、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>法第115条の4第2項 平18厚労令35第80条第1項</p>		

	<p>なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備に関する基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であるか。 ・事業を行うための専用の区画が設けられているか。 ・利用申込み受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか ・必要な設備及び備品等を備えているか 	<p>平18厚労令35 第80条第2項</p>	<p>事業所の平面図 ・設備、備品台帳</p>	
<p>第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められている重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2)文章は、わかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 	<p>法第115条の4 第2項 平18厚労令35 第84条準用(第8条)</p>	<p>運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録</p>	
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、正当な理由なく指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは 事業所の現員では対応しきれない。 利用申込者の居住地が事業の実施地域外である。</p>	<p>平18厚労令35 第84条準用(第9条) 準用(平11老企 25第3の1の3 (2))</p>	<p>・利用申込受付簿 ・要介護度の分布</p>	

	適切な介護予防訪問リハビリテーションを提供することが困難である。		がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合は、利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第10条)	・サービス提供依頼書
4 受給資格等の確認	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期限を確かめているか。</p> <p>・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 被保険者資格 要支援認定の有無 要支援認定の有効期間</p> <p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するように努めているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第11条第1項)	サービス提供票 ・利用者に関する記録
5 要支援認定の申請に係る援助	(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚労令35第84条準用(第12条第1項)	サービス提供票 ・利用者に関する記録

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な援助とは 要支援認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
	<p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用申込者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか。 	平18厚労令35第84条準用(第12条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
6 心身の状況等の把握	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。 	平18厚労令35第84条準用(第13条)	<ul style="list-style-type: none"> (介護予防介護支援経過) (サービス担当者会議の要点) (サービス担当者に対する照会(依頼)内容)
7 介護予防支援事業者等との連携	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を提供するに当たって、介護予防支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 <p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際</p>	平18厚労令35第84条準用(第67条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に関する記録
		平18厚労令35第84条準用(第	

	<p>しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、介護予防支援事業者、その他サービスを提供者とどのように連携を図っているか。</p>	67条第2項)	・指導に関する記録	
<p>8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者へ依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第83条の9介護予防サービス費の支給要件」とは、</p> <p>居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 当該居宅要支援被保険者が指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>イ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>ウ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス基準により作成された指定介護</p>	平18厚労令35第84条準用(第15条)	・(利用者の届出書)	

	<p>予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。</p> <p>エ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。</p> <p>介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。</p> <p>・介護予防支援事業者に関する情報提供を行っているか。</p>		
9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第16条)	<p>介護予防サービス計画書</p> <p>週間サービス計画表</p> <p>・利用者に関する記録</p>
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>{介護予防サービス計画の変更を希望する場合}</p> <p>・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。</p> <p>・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。</p> <p>・その他必要な援助を行っているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第17条)	<p>サービス計画表</p> <p>サービス提供票(変更があったかの確認)</p> <p>・業務マニュアル</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士又は作業療法士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者またその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。</p> <p>・初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨従業員に指導を行っているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第18条)	<p>・実態確認</p> <p>・就業規則</p> <p>・業務マニュアル</p> <p>・研修マニュアル</p>

	<p>また、どのような方法で指導を行っているか。 (いつ、誰が)</p>		
	<p>(2) 証明書等には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名の記載があるか</p> <p>・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。)</p>	<p>準用(平11老企25第3の1の3(8))</p>	<p>・身分を証明する書類</p>
12 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問リハビリテーションについて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>・利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>・介護予防サービス費の額は記載されているか。</p> <p>・その他必要な事項は記載されているか</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第19条第1項)</p>	<p>サービス提供票 介護予防サービス計画 ・業務日誌</p>
	<p>(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第19条第2項)</p>	
13 健康手帳への記載	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳(老人保健法第13条の健康手帳をいう。)の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p> <p>(ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。)</p> <p>なお、医療の記録のページには、以下の記載をしてい</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第68条)</p>	
	<p>なお、医療の記録のページには、以下の記載をしてい</p>	<p>準用(平11老企</p>	

	<p>るか。</p> <p>「医療機関の名称・所在地・電話」の欄には、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の名称、所在地及び電話番号を記載しているか。</p> <p>「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日を記載しているか。</p>	<p>25第3の1の3 (2)</p>		
<p>14 利用料等の受領</p>	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>・ 1割相当額の支払いを受けているか。</p>	<p>平18厚労令35 第81条第1項</p>	<p>領収証控</p>	
	<p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第1項に規定する医療のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合}</p> <p>・ 10割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p>	<p>平18厚労令35 第81条第2項</p>	<p>運営規程(利用料その他の費用の確認) サービスの提供票、別表 領収証控</p>	
	<p>(3)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、</p>	<p>平18厚労令35 第81条第3項</p>		

<p>それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>{ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合 }</p> <p>・それに要した交通費の額以外の支払を受けていないか</p>		<p>重要事項説明書 運営規程(実施区域の確認) 領収証控 ・車両運行日誌</p>	
<p>(4)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚労令35 第81条第4項</p>	<p>・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する書類</p>	
<p>(5)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に要した費用につきその支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>・利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第53条第7項 (準用第41条 第8項)</p>	<p>領収証控</p>	
<p>(6)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法第53条第7項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問リハビリテーションについて居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか 基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p>	<p>施行規則第65 条</p>	<p>領収証控</p>	

	その他の費用（個別の費用ごとの区分）		
15 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>・適切に内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第21条)	サービス提供証明書(控) (介護給付費明細書代用可)
16 利用者に関する市町村への通知	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定介護予防訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平18厚労令35第84条準用(第23条)	市町村に送付した通知に係る記録
17 管理者の責務	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者に、「運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第52条第1項)	・組織図・組織規定 ・運営規程 ・業務日誌
18 運営規程	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>	平18厚労令35第82条	

	<p>営業日及び営業時間</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>その他運営に関する重要事項</p> <p>・運営規程に上記 ~ が記載されているか。</p> <p>・ ~ の内容は適正か</p>		<p>運営規程</p> <p>指定申請及び変更届(写)</p>
19 勤務体制の確保等	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。</p> <p>・適切なサービスを提供できるよう理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制を月ごとに定めているか。</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第28条第1項)</p>	<p>就業規則</p> <p>運営規程</p> <p>・雇用契約書</p>
	<p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定介護予防訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか</p> <p>・勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。</p> <p>・必要事項が記載されているか。</p>	<p>準用(平11老企25第3の4の3(5))</p>	<p>勤務表</p>
	<p>(3)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。</p>	<p>準用(平11老企25第3の4の3(5))</p>	<p>・従業者に関する名簿</p>
	<p>(4)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しているか。</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第28条第2項)</p>	<p>・雇用契約書</p> <p>・従業者に関する名簿</p>

20 衛生管理等	<p>(5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>・ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士作業療法士又は言語聴覚士を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか</p> <p>・ どのような管理を行っているか。(衛生教育、使い捨て手袋の使用等)</p> <p>・ 健康診断を受けさせ、必要に応じた健康管理をしているか。</p> <p>・ 衛生マニュアル等を作成しているか。</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第28条第3項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第29条第1項)準用(平11老企25第3の1の3(19))</p>	<p>・ 研修受講修了証明書</p> <p>・ 研修計画、出張命令書</p>
21 掲示	<p>(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>・ 設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか</p> <p>・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。(記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第29条第2項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第30条)</p>	<p>・ 洗濯の記録</p> <p>健康診断の記録</p> <p>衛生マニュアル</p>

	<p>物の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 		
22 秘密保持等	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。 <p>(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 <p>(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を用いる場合、文書により利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、同意を得ているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>平18厚労令35第84条準用(第31条第1項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第31条第2項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第31条第3項)</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 利用者の同意書 ・ 実際に使用された文書等（会議資料等）
23 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第33条)</p>	
24 苦情処理	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚労令35第84条準用(第34条第1項)</p>	

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事務所における苦情を処置するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示すること等を行っているか。

- ・ 苦情を相談する窓口があるか。
- ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。
- ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に講じているか。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。

- ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。
- ・ 市町村が行う調査に協力しているか。

(5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利

準用(平11老企
25第3の1の3(2)
2))

平18厚労令35
第84条準用(第
34条第2項)

準用(平11老企
25第3の1の3(2)
2))

平18厚労令35
第84条準用(第
34条第3項)

平18厚労令35
第84条準用(第
34条第4項)

平18厚労令35
第84条準用(第

運営規程
・ 掲示物
苦情に関する記
録

指導等に関する
記録

25 事故発生時の対応	<p>用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・国保連が行う調査に協力しているか。 <p>(7)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。 <p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生して場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 <p>(4)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか</p>	<p>34条第5項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第34条第6項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第35条第1項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第35条第2項)</p> <p>平18厚労令35第84条準用(第35条第3項)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3(2)3)</p>	<p>指導等に関する記録</p> <p>・連絡マニュアル ・事故に関する記録</p>
-------------	---	---	--

26 会計の区分	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとの経理区分となっているか ・ 指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	平18厚労令35第84条準用(第36条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類
27 記録の整理	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">介護予防訪問リハビリテーション計画書</p> <p style="padding-left: 40px;">基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p style="padding-left: 40px;">基準第23条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p style="padding-left: 40px;">基準第34条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p style="padding-left: 40px;">基準第35条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ・ 少なくとも上記の記録を2年間備えているか。 	<p>平18厚労令35第83条第1項</p> <p>平18厚労令35第83条第2項</p> <p>平18厚労令35第85条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に関する名簿等 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ 各種保存書類 サービス提供証明書 ・ 指導の内容の要点及び要した時間の記録 ・ 医師の指示書 市町村への通知に係る記録

<p>1 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針</p>	<p>妥当適切に行うとともに、その生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携の下に、介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行っているか。</p>		<p>介護予防訪問リハビリテーション計画</p>	
	<p>・別の医療機関から情報提供を受けて指定介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で、十分な連携を図っているか。</p>		<p>・連携の記録</p>	
	<p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平18厚労令35第85条第2項</p>		
	<p>・提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>平11老企25第4の3の4(1)</p>	<p>介護予防訪問リハビリテーション計画 ・評価を実施した記録</p>	
	<p>(3)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p>	<p>平18厚労令35第85条第3項</p>	<p>・サービス提供記録</p>	
	<p>・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行っているか。</p>	<p>平11老企25第4の3の4(1)</p>		
	<p>(4)指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。</p>	<p>平18厚労令35第85条第4項</p>	<p>・サービス提供記録</p>	
	<p>・サービス提供に当たって「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス</p>	<p>平11老企25第4の3の4(1)</p>		

	<p>ス提供をしないよう配慮しているか</p> <p>(5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。</p> <p>・介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めているか。</p>	<p>平18厚労令35 第85条第5項</p> <p>平11老企25第4 の3の4(1)</p>	
2 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第1に規定する基本方針及び上記1に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条</p>	
	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第1号</p>	<p>・利用者に関する記録</p>
	<p>(2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しているか</p> <p>・計画の作成に当たっては、主治医等からの情報伝達やサービス担当者会議等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握</p> <p>・分析し、介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにしているか。 (アセスメント)</p>	<p>平18厚労令35 第86条第2号</p> <p>平11老企25第4 の3の4(2)</p>	<p>介護予防訪問リハビリテーション計画</p> <p>・利用者に関する記録</p>

<p>・計画書には、支援の方向性や目標が明確にされ、提供するサービスの具体的内容、期間等が記載されているか。</p>		
<p>(3)介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>・介護予防訪問リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されているか</p>	<p>平18厚労令35 第86条第3号</p> <p>平11老企25第4 の3の4(2)</p>	<p>・介護予防サービス計画書 介護予防訪問リハビリテーション計画</p>
<p>(4)医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>・介護予防訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について利用者又はその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第4号</p> <p>平11老企25第4 の3の4(2)</p>	<p>介護予防訪問リハビリテーション計画</p>
<p>(5)医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。</p> <p>・計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第5号</p> <p>平18老企25第4 の3の4(2)</p>	
<p>(6)指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第6号</p>	
<p>(7)指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上</p>	<p>平18厚労令35 第86条第7号</p>	

<p>必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p>		
<p>(8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第8号</p>	
<p>・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるように、新しい技術を習得する等研鑽を積んでいるか。</p>	<p>平11老企25第4 の3の4(2)</p>	<p>・研修参加状況等 が分かる書類</p>
<p>(9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第9号</p>	<p>・診療記録</p>
<p>(10) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第10号</p>	<p>・モニタリング記録</p>
<p>(11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第11号</p>	<p>・介護予防支援事業者への報告記録</p>
<p>(12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第86条第12号</p>	
<p>・モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等は、介護予防支援事業者等と相談の上、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。</p>		

第6 変更の届出等	<p>(13)介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行う際も(1)から(11)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、当該指定に係る事業その名称及び所在地その他厚生労働省令（介護保険法施行規則第140条19）で定める事項に変更があったとき、又は当該介護予防指定訪問リハビリテーション介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>事業所の名称及び所在地 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 事業所の病院、診療所又は介護老人保険施設の別事業所の平面図 事業所の管理者の氏名及び住所 運営規程 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</p> <p>・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>廃止、休止又は再開した年月日 廃止又は休止した場合にあっては、その理由 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定介護予防サービスを受けていた者に対する措置 休止した場合にあっては、休止の予定期間</p>	平18厚労令35 第86条第13号	法第115条の5	届出書類の控 定款 寄附行為等及びその登記簿の謄本 または条例等 事務所の平面図 運営規程 ・従業者に関する名簿
第7 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p>	法第53条第2項 平18厚労告127 第一号	介護予防訪問リ ハビリテーション 計画書 介護給付費請求 書	

	<p>(2)指定介護予防訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、別に「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3)1単位の単価に単価数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>平18厚労告127 第二号</p> <p>平18厚労告127 第三号</p>	<p>介護給付費明細書 サービス提供証明書</p> <p>「介護予防訪問リハビリテーションサービスコード表」参照</p>
<p>2 介護予防訪問リハビリテーション費の算定</p>	<p>通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。</p> <p>介護予防訪問リハビリテーション費 305単位/回</p> <p>・指示を行う医師の診療の日（介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所時又は当該老人保健施設で行っていた通所リハビリテーションを最後に利用した日あるいはその直近に行った診療の日）から1月以内に行われた場合に算定しているか。</p> <p>・利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回あたり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定しているか。</p>	<p>平18厚労告127 別表4のイ注1</p> <p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の5(1)</p>	<p>介護予防訪問リハビリテーション計画書 介護給付費請求書 介護給付費明細書 サービス提供証明書 「介護予防訪問リハビリテーションサービスコード表」参照</p> <p>・サービス提供の記録</p>
<p>3 中山間地等の居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき100分の5を所定単位数に加算しているか。</p> <p>・中山間地域等 (平成21年厚労省告示第83号二)</p>	<p>平18厚労告127 別表の4イ注2</p>	
<p>4 短期集中リハビ</p>	<p>利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを</p>	<p>平18厚労告127</p>	<p>介護予防訪問リ</p>

リハビリテーション実施加算	<p>必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は要支援認定を受けた日から起算して3月以内の期間に、集中的に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、加算算定しているか。</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合に、算定していないか。</p> <p>退院・退所後又は認定日から起算して3月以内 200単位/日</p> <p>・集中的なりハビリテーションとは、退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上で1日当たり40分以上実施、同起算日から1月を超え3月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上で1日当たり20分以上実施する場合をいう。</p>	<p>別表の4イ注3</p> <p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の5(3)</p>	<p>ハビリテーション計画書</p> <p>介護給付費請求書</p> <p>介護給付費明細書</p> <p>サービス提供証明書</p> <p>「介護予防訪問リハビリテーションサービスコード表」参照</p>
5 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が、以下のサービスを受けている間に、介護予防訪問リハビリテーション費を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 	<p>平18厚労告127別表の4イ注4</p>	<p>サービス提供証明書</p> <p>サービス提供票</p> <p>・別表</p>
6 サービス提供体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき6単位を加算しているか。</p> <p>算定要件</p> <p>利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者が配置されているか。</p> <p>【留意事項】</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で</p>	<p>平18厚労告127別表の4ロ注</p> <p>平12厚告25第五十号</p> <p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の5(5)</p>	

勤続年数が3年以上の者をいう。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上の者が1名いれば算定可能。